

事前調査の方法（範囲）

1 技術的観点から検討を行う事項等

（1）従前提示した論点

（第2回会合における対策の見直しに関する論点案）

石綿則第3条第1項に基づく石綿の事前調査の適切な実施の徹底を図るため、法令上の義務となる事前調査の方法（範囲）を一層明確にすること、（中略）が必要ではないか。

（2）これまでの委員御意見

- 石綿含有なしの判断基準について国が明確に示すことが重要。【7/31WG】
- 調査の発想として、石綿含有なしの証明をする、という形にすべき。そうすると、頑張って調査しようということになる。石綿含有なしの証明をしっかりとすることが重要。【7/31WG】
- みなしは、コストと工期の関係から重要な規定である。みなし規定は引き続き存続すべき。【7/31WG】
- メーカーの出荷記録では石綿含有なしとなっても、現場で石綿を混合している例が見られるため、注意が必要。【7/31WG】

2 論点

建築物の事前調査の方法（範囲）について、以下のように内容の明確化等を図ってはどうか。

ア 現地調査は必ず行うこととしてはどうか（労働安全衛生法による石綿等の製造等禁止が施行されて以降に着工した建築物又はその部分を除く）。

イ 現地調査については、内装や下地等の内側等、外観からでは直接確認できない部分を含め、解体改修作業に関わるすべての部位を対象とすることとしてはどうか。

ただし、事前調査が困難な箇所は、着工後、確認を行うことで差し支えないこととしてはどうか。

ウ 同一と考えられる材料の範囲について、客観的かつ合理的に判断することを示してはどうか。

その際の具体的な目安・基準については、例えば、同一ロットのものは「同一と考えられる材料の範囲」だと示してはどうか。また、例えば、表面仕上

げが同一色であることを以て、同一と考えられる材料の範囲だと判断せず、天井板であれば点検口から裏面を確認することとしてはどうか。

エ 石綿を含有する可能性のある建材について石綿含有なしと判断する方法としては、分析による方法のほか、①当該建材について商品を特定し、かつ、②当該商品についてメーカー証明・情報と照合する方法によることとしてはどうか。

上記①の特定方法として、①建材の表示（印字等）の確認、②印字等のない建材について専門知識を有する者が商品を判断すること、を示してはどうか。

上記②の証明に関しては、例えば、①原材料の変動性、②生産ラインにおける異物混入防止措置の状況、③分析による原材料又は製品の品質確認状況、等のメーカーが証明する際に考慮すべき事項を示すことを検討してはどうか。

オ 分析のための試料採取に当たっては、同一と考えられる材料の範囲内においても石綿の含有状況は一様ではないことから、吹付け材であれば当該同一範囲を3等分して計3箇所から採取するなど、材料の変動性・均一性を適切に考慮して採取箇所を選定することを示してはどうか。